

三重県まん延防止等重点措置 ～県民の皆様の命と健康を守るために～

令和 3 年 5 月 7 日

三重県

はじめに

4月以降感染者が急増するとともに、重症者数の急増、変異株への置き換えりが進むなど、これまでの感染拡大とは大きく異なる局面を迎える中、感染拡大を食い止めるため、4月19日に「緊急警戒宣言」を発出し、県民の皆様に協力を呼び掛けるとともに県としても対策を強化してまいりました。

宣言発出後においても、感染者の増加傾向は続き、1日あたりで過去最多となる72人の感染者が発生、医療体制の負荷も大きくなり通常医療にも影響が及びつつある状況となったことなどをふまえ、4月26日には、「緊急警戒宣言」を抜本的に強化し、飲食店への営業時間短縮要請を含む実質的に「まん延防止等重点措置」となる強い要請を行いました。併せて、4月28日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法による命令や従っていただけなかった場合の罰則などが規定された更に強い措置となる「まん延防止等重点措置」の本県への適用を政府に対し要請しました。

その後も、病床占有率は50%を大きく超え、重症用病床占有率も20%を超える危機的な状況が続く中、5月7日に「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定されることを受け、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、今後取り組むべき対策である

“三重県まん延防止等重点措置”

措置実施期間：令和3年5月9日（日）～同年5月31日（月）

【実施区域】三重県全域

【特に重点措置を講じる区域】

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

を取りまとめました。基本的な感染対策を継続的にお願いしている「三重県指針」ver.10と併せ、今、緊急的に行うべき対策についてお願いするものが「三重県まん延防止等重点措置」となります。

県民、事業者の皆様におかれましては、さらに厳しいお願いを行うこととなり、大変心苦しい思いではございますが、ご自身や大切な家族、友人の“命と健康”を守るため、一緒に取り組んでいただくようお願いします。

令和3年5月7日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 県民の皆様へ

【重点措置区域内】

○20 時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けてください。

【特措法¹第 31 条の 6 第 2 項に基づく協力要請】

【重点措置区域以外】

○20 時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

【すべての県民の皆様へ】

○生活の維持に必要な場合を除き、日中も含め、外出や移動を避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動を避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○県外への通勤、特に緊急事態宣言が発出されている区域への出勤については、可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の推進などにより往來の機会の低減をお願いします。

○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まりますので、同居家族以外の方との飲食は少人数・短時間とし、2 次会などは避けてください。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

○飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まります。路上や公園での大人数・長時間となる飲食は避けてください。

また、大人数・長時間となるバーベキューは感染リスクが高まりますので、感染防止対策が徹底できない場合は避けてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○混雑している場所や時間、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けてください。

2. 県外の皆様へ

○生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

3. 事業者の皆様へ

【重点措置区域の事業者の皆様へ】

（特措法第31条の6第1項に基づく要請²）

- 飲食店において営業時間を20時までとさせていただくよう要請します。
- 飲食店において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わないよう要請します。
- 飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
- 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった感染防止対策を実施してください。

（特措法第24条第9項に基づく要請）

- 劇場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、建築物の床面積が1,000平方メートルを超える運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を20時までとさせていただくようお願いします。

※協力を依頼する施設の詳細は別紙1を参照

【重点措置区域以外の事業者の皆様へ】

（すべて特措法第24条第9項に基づく要請）

- 飲食店において営業時間を20時までとさせていただくよう要請します。
- 飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
- 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった感染防止対策を実施してください。

【すべての事業者の皆様へ】

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務（テレワーク）の推進により、地域や業務の特性もふまえ出勤者の7割削減に取り組んでください。

² 特措法第31条の6第1項に基づく要請に正当な理由なく応じていただけない場合は、同法第31条の6第3項に基づき命令を行うことがあります。なお、命令に違反した場合は罰則（20万円以下の過料）があります。

○業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。併せて、体調不良の場合に直ちに帰宅させ、受診を勧めるなど従業員の健康管理や、事務所や工場のみではなく食堂や休憩所、喫煙室なども含めた感染防止対策を徹底してください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○特に接待を伴う飲食店については、これまでもクラスターが発生しており、仮に感染者が発生した場合に迅速に接触者を特定し、感染拡大を防ぐため、利用者名簿の作成など連絡先の把握をお願いします。

○飲食店やイベントにおいては、可能な限り利用者の連絡先の把握や「安心みえる LINE」の活用促進をお願いします。

○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

○感染が特に拡大している地域³との出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。

○商業施設をはじめ集客施設においては、入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくといった対応をお願いします。

4. 感染防止対策の周知徹底

○労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について、周知徹底、感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所に対しては指導監督をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人従業員の方に対しては、丁寧に周知をお願いします。また、地方出入国管理局等の窓口においても啓発を強化するとともに、外国人技能実習機構等を通じた情報発信の充実をお願いします。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

³ 緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置対象区域、飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリア

5. イベント開催について

県内で開催されるイベントについては、別紙2に記載の感染防止策を徹底し、参加人数は以下の（ア）（イ）のうち少ないほうを基準とするよう要請します。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

（ア）人数上限	（イ）収容率	
<u>5,000人</u>	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント 〔クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等〕 飲食を伴うが発声のないもの 100%以内 収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける	大声での歓声・声援等が想定されるイベント 〔ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等〕 50%以内 収容定員がない場合は十分な間隔（1m以上）を空ける グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空ける

※5月10日（月）までにチケット販売を開始していた催物については、人数上限としてこれまでの目安（収容人数が10,000人を超える場合は収容人数の50%、収容人数が10,000人以下の場合は5,000人）を上限とし、キャンセルは不要とします。ただし、5月10日以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。

別紙 1 協力を依頼する施設

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場 映画館、 プラネタリウム 等	・営業時間の短縮 (20 時まで) (イベント開催の場合は 21 時まで) ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
集会場等	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、 文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、 ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、 柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツ クラブ、ヨガスタジオ 等	1,000 m²を超える施設 ・営業時間の短縮 (20 時まで) (イベント開催の場合は 21 時まで) ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、 水族館、動物園、植物園 等	
遊技場	テーマパーク、遊園地、マージャン店、 パチンコ店、ゲームセンター 等	1,000 m²を超える施設 ・営業時間の短縮 (20 時まで) ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
遊興施設 (※)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴 場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売 場 等	
物品販売業を営 む店舗 (1,000m ² を 超 える施設)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等 (生活必需物資を除く)	
サービス業を営 む店舗 (1,000m ² を 超 える施設)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティッ ク業、リラクゼーション業 等 (生活必需サービスを除く)	

※遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、協力依頼の対象外とします。

別紙 2 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・ 大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低 2 m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う * 大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う * スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1 m 以上）空ける） ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 以上確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 収容率が 50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・ 休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛

別紙 2 (続き)

⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励 ＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる） ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ＊来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可 ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る ①身体的距離の確保（区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等） ②密集の回避（混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等） ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応